

# EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

## 1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 4 物質を追加

## 2) 内容

- ・ 2020 年 1 月 16 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 4 物質の Candidate List への追加について公表した。
  - 2-benzyl-2-dimethylamino-4'-morpholinobutyrophenone
  - 2-methyl-1-(4-methylthiophenyl)-2-morpholinopropan-1-one
  - Diisohexyl phthalate
  - Perfluorobutane sulfonic acid (PFBS) and its salts
- ・ 今回は第 22 次で合計 205 物質となった。

## 3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
  - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
  - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

## 4) 添付情報・資料

- ・ なし

## 5) 関連情報

- ・ SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

## 6) その他

- ・ なし